

7土(技)第432号
令和8年1月29日

関係団体の長 様

愛媛県 土木部長

「愛媛県土木部発注工事における県産品優先使用の実施要領」の
改正について（通知）

このことについて、県産品の優先使用については、平成26年度により「愛媛県土木部発注工事における県産品優先使用の実施要領（平成25年3月27日付け24土(技)834号）」を制定し取り組んでいるところですが、要領を一部改正しましたので通知します。

問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室
技術管理係 上田、武井

089-912-2648（係直通）